

5 年 保 存
令和 8 年 3 月 31 日 満了

F N o . - 01010802
崎 組 (企 一) 第 150 号
崎 安 (企) 第 47 号
崎 少 (事) 第 24 号
崎 環 (企) 第 80 号
崎 サ (企) 第 127 号
崎 地 (指) 第 71 号
崎 捜 一 (盗 犯) 第 98 号
崎 捜 二 (企 指) 第 56 号
崎 交 指 (事) 第 110 号
崎 公 (事) 第 25 号
崎 外 (事 外) 第 20 号
令 和 2 年 6 月 4 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察組織犯罪対策推進本部等運用要領の制定について（通達）
本県において効果的な組織犯罪対策を推進するための体制については、これまで「長崎県警察組織犯罪対策推進本部運用要領の制定について」（平成30年5月18日付け崎組（企一）第137号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添の要領を制定し、令和2年6月5日から実施することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同月4日限りで廃止する。

別添

長崎県警察組織犯罪対策推進本部等運用要領

1 趣旨

この要領は、長崎県警察組織犯罪対策要綱（令和2年6月4日付け崎組（企一）第149号ほか別添）に基づき設置する長崎県警察組織犯罪対策推進本部（以下「推進本部」という。）及び組織犯罪対策推進現地本部（以下「現地本部」という。）の運用要領について定めるものとする。

2 推進本部

(1) 任務

推進本部は、次に掲げる事項を任務とする。

- ア 組織犯罪対策に関する情報の収集、集約、分析、還元等に関すること。
- イ 組織犯罪対策に係る戦略の立案及びこれに基づく諸対策の実施に関すること。
- ウ 戦略的な組織犯罪対策に係る他の都道府県警察及び関係部門間の連携に関すること。

(2) 組織

- ア 推進本部は、別表1に定める推進本部長、副本部長、統括官、班長、統括官付及び情報官をもって組織する。
- イ 推進本部長は、推進本部の事務を統括する。
- ウ 副本部長は、推進本部長を補佐し、推進本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- エ 統括官は、推進本部長の命を受け、推進本部の事務を処理する。
- オ 班長は、推進本部長の命を受け、その掌理する課の事務のうち組織犯罪対策に関する事務を処理する。
- カ 統括官付は、統括官を補佐し、組織犯罪対策に関する情報の収集、集約、分析、還元等に係る総括的な事務を処理する。
- キ 情報官は、その所属する課の事務のうち、組織犯罪対策に関する情報の収集、集約、分析、還元等に係る事務を処理する。
- ク 推進本部の事務局は、刑事部組織犯罪対策課企画指導第一係に置く。

(3) 会議

ア 本部会議

- (ア) 推進本部長は、必要に応じ、長崎県警察組織犯罪対策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。
- (イ) 本部会議の出席者は、推進本部長、副本部長、統括官、班長及び統括官付とする。
- (ウ) (イ)に掲げる出席者に事故があるときは、代理者を出席させることができる。
- (エ) 推進本部長は、必要に応じ、(イ)の出席者以外の者を本部会議に

出席させることができる。

イ 班長会議

(ア) 統括官は、必要に応じ、長崎県警察組織犯罪対策推進本部班長会議（以下「班長会議」という。）を開催する。

(イ) 班長会議の出席者は、統括官、班長及び統括官付とする。

(ウ) (イ)に掲げる出席者に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

(エ) 統括官は、必要に応じ、(イ)の出席者以外の者に班長会議への出席を求めることができる。

ウ 情報官会議

(ア) 統括官付は、必要に応じ、長崎県警察組織犯罪対策推進本部情報官会議（以下「情報官会議」という。）を開催する。

(イ) 情報官会議の出席者は、統括官付及び情報官とする。

(ウ) (イ)に掲げる出席者に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

(エ) 統括官付は、必要に応じ、(イ)の出席者以外の者に情報官会議への出席を求めることができる。

(4) 情報の集約、管理等

ア 組織犯罪対策に関する情報は、推進本部において一元的に集約し、管理する。

イ 統括官は、関係部門が連携して捜査する必要があると認められる事件を認知したときは、推進本部長の指揮を受けて捜査体制等の調整を行う。

ウ 班長は、組織犯罪対策に関する情報、組織犯罪の取締りの状況等について、必要に応じ、統括官を通じて推進本部長に報告する。

3 現地本部

(1) 任務

現地本部は、次に掲げる事項を任務とする。

ア 警察署における組織犯罪対策に関する情報の収集、集約、分析、還元等に関すること。

イ 推進本部が立案した組織犯罪対策に係る戦略に基づく警察署における諸対策の実施に関すること。

ウ 戦略的な組織犯罪対策に係る警察署各課の連携に関すること。

(2) 組織

現地本部は、別表2に定める現地本部長、現地副本部長、統括責任者及び班長をもって組織する。

(3) 準用

2の(2)(ア、カ及びキを除く。)、(3)(アに限る。)及び(4)の規定は、現地本部について準用する。この場合において、「推進本部」とあるのは「現地本部」と、「推進本部長」とあるのは「現地本部長」と、

「副本部長」とあるのは「現地副本部長」と、「統括官」とあるのは「統括責任者」と、「刑事部組織犯罪対策課企画指導第一係」とあるのは「組織犯罪対策担当係」と、「本部会議」及び「長崎県警察組織犯罪対策推進本部会議（以下「本部会議」という。）」とあるのは「現地本部会議」と、「班長及び統括官付」とあるのは「班長」と読み替えるものとする。

推進本部長	副本部長	統括官	班 長	情 報 官
警察本部長	生活安全部長	警務部首席参事官 (人身安全対策・ 事件指導担当) 兼生活安全部付 兼刑事部付	生活安全企画課 課長	生活安全企画課課長補佐 (企画指導担当)
			少年課 課長	少年課課長補佐 (事件担当)
			生活環境課長	生活環境課課長補佐 (企画指導担当)
			サイバー犯罪対策課 課長	サイバー犯罪対策課課長補佐 (企画指導担当)
	地域部長		地域課 課長	地域課課長補佐 (指導担当)
	刑事部長		捜査第一課長	捜査第一課課長補佐 (盗犯担当)
	交通部長		捜査第二課長	捜査第二課課長補佐 (企画指導担当)
	警備部長		組織犯罪対策課 課長	組織犯罪対策課課長補佐 (企画指導担当)
			交通指導課長	交通指導課課長補佐 (事件担当)
			公安課 課長	公安課課長補佐 (事件担当)
	外事課 課長	外事課課長補佐 (事件担当)		
事務局～刑事部組織犯罪対策課企画指導第一係				

別表 2

組織犯罪対策推進現地本部

現 地 本 部 長	現 地 副 本 部 長	統 括 責 任 者	班 長
警 察 署 長	副 署 長	刑 事 官 (刑 事 官 の 配 置 が ない 警 察 署 に あ っ て は 、 組 織 犯 罪 対 策 担 当 課 長)	各 課 長 (会 計 課 長 及 び 刑 事 官 の 配 置 が ない 警 察 署 の 組 織 犯 罪 対 策 担 当 課 長 を 除 く 。)
事務局～組織犯罪対策担当係			